

今後の委員会の進め方について（委員長提案）

1. 平成 18 年度の審議内容

平成 17 年度までの活動内容を受けて、平成 18 年度は下記の内容について活動を行いたいと考えています。

(1) 「円山川のあるべき姿」の検討ととりまとめ

平成 17 年度では円山川緊急治水対策についての理解を深め、治水面での円山川のあるべき姿（住民が安全に、安心して暮らせる円山川）との関連性を整理しました。

本年度は、平成 17 年度の成果を踏えて治水面での円山川のあるべき姿を審議し、さらに利水面、環境面における円山川のあるべき姿（平常時の円山川との付き合い方）について審議を進め、検討結果を取りまとめます。

(2) 住民意見の反映のあり方についての検討

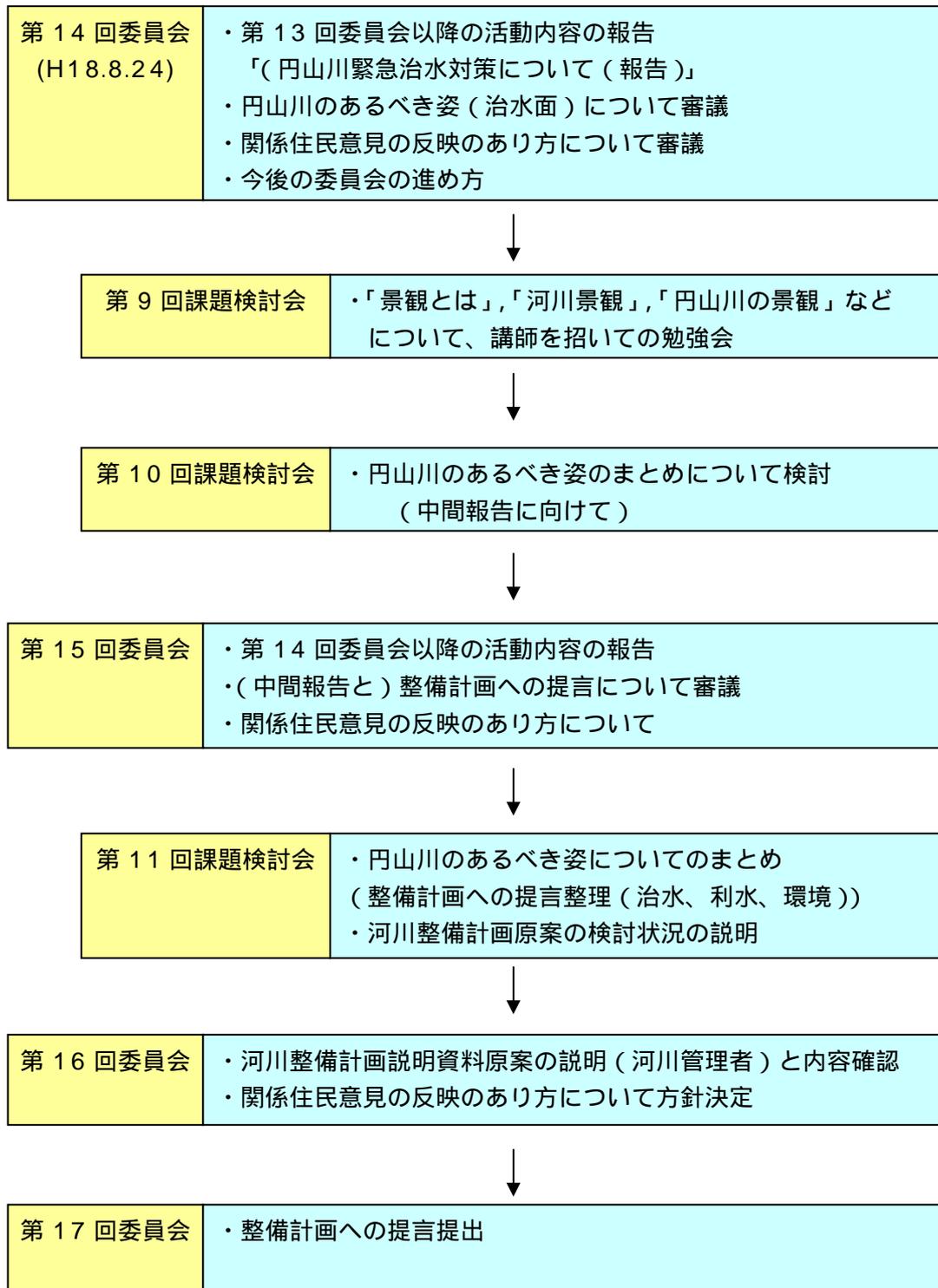
円山川では台風 23 号による災害を受けたことにより、円山川緊急治水対策が策定され、同事業における工事の進捗に合わせて地元説明等が順次実施されつつあります。また、下流部での治水対策案策定に向けて下流部治水対策協議会が開催されています。これらでは何らかの形で住民意見の聴取も行われており、その反映についての検討例となるような具体的事例が含まれている可能性もあります。

このような状況を踏まえたうえで、流域委員会としては、河川整備計画の策定における関係住民意見の反映のあり方について審議を進めます。

(3) 提言の作成

(1) の結果を提言としてとりまとめ、河川管理者が提示する整備計画に係わる提案と整合を図ります。

上記の内容を審議するために、平成 18 年度以降では以下のように委員会等を開催したいと考えています。

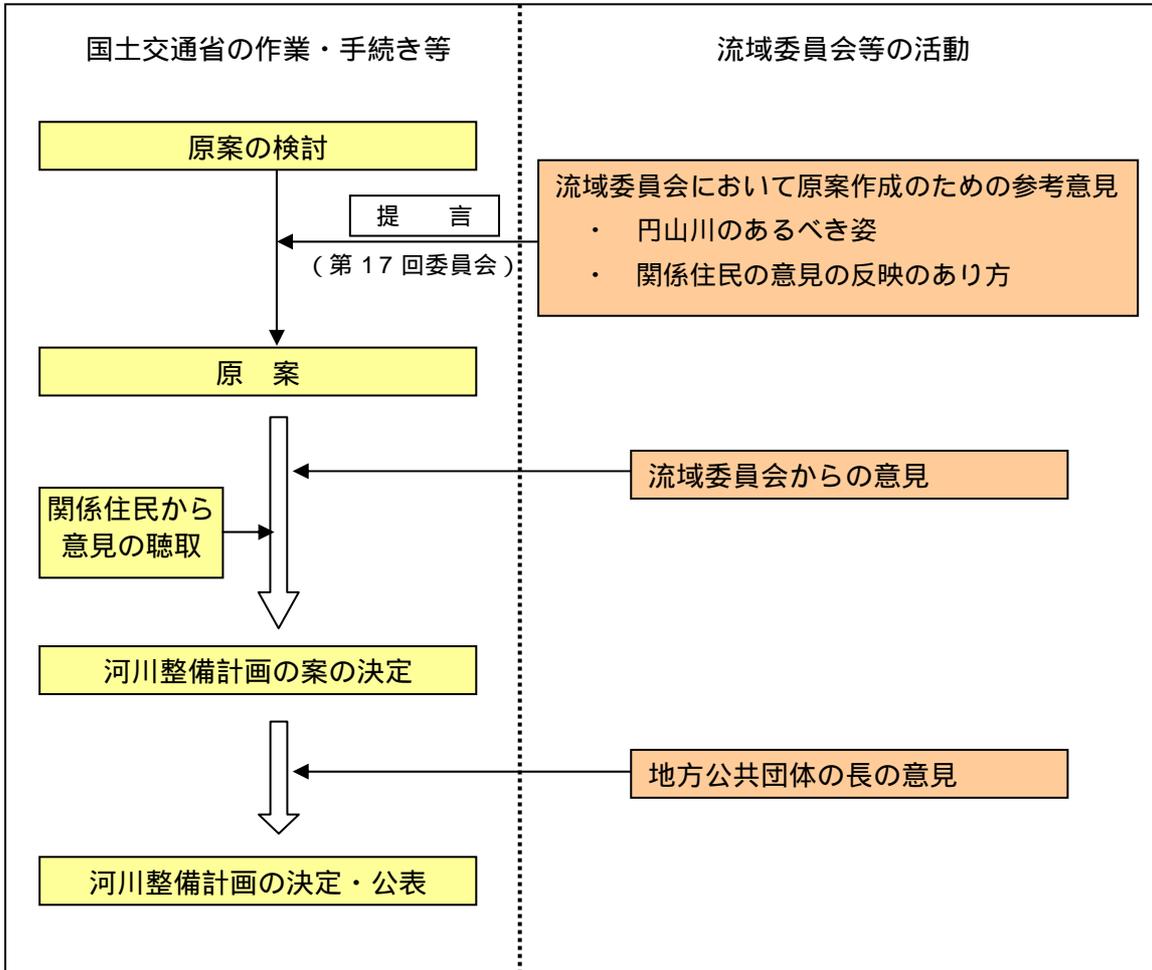


提言提出までのスケジュール(案)

2. 河川整備計画への提言について

2.1 河川整備計画策定までの流れ

円山川の河川整備計画の決定・公表に至る流れは下図のとおりです。



2.2 提言の内容について

(1) 河川整備計画に定める事項

河川法施行令において、河川整備計画に定める事項を下記のとおりとしています。

(河川整備計画に定める事項)

第十三条の三 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 河川整備計画の目標に関する事項
二 河川整備の実施に関する事項
イ 河川工事目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
ロ 河川の維持目的、種類及び施行の場所

円山川においては、今後河川管理者により上記の事項を含んだ河川整備計画の原案の検討が行なわれる予定です。

参考として近畿地方整備局管内で河川整備計画が決定されている由良川の河川整備計画の目次を次ページ以降に示します。

(2) 提言の内容について

流域委員会による提言は、河川整備計画原案を作成するうえでの参考意見となるものであり、河川整備計画に定める事項に関連した内容を目次立てて整理することで、原案へ反映されやすいと考えられます。

したがって、これまでの委員会での審議を踏まえ、提言書の内容としては下記の案が考えられます。

円山川の現状と課題に関して、委員会が特に留意すべきと考える事項
(流域河川の特徴及びあるべき姿の議論を通じて)

河川整備計画の目標に関する事項

(円山川のあるべき姿の議論とりまとめ)

河川整備の実施に関する事項

(円山川のあるべき姿の議論とりまとめ)

また、提言には、関係住民意見の反映のあり方についても示す必要があります。

関係住民意見の反映のあり方

3. 他水系における河川整備計画の目次（参考資料）

由良川水系河川整備計画の目次

第 1 章 由良川の概要

第 1 節 流域及び河川の概要

第 2 章 由良川の現状と課題

第 1 節 治水の現状と課題

1. 由良川の治水の現状
2. 由良川の治水の課題

第 2 節 河川の利用及び河川環境の現状と課題

第 3 章 河川整備計画の目標

第 1 節 由良川の川づくりの基本理念

第 2 節 河川整備計画の目標

1. 河川整備計画の対象区間
2. 河川整備計画の対象期間
3. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標
4. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標
5. 河川環境の整備と保全に関する目標

第 4 章 河川の整備の実施内容

第 1 節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

第 1 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1. 由良川下流部改修事業
2. 由良川中流部改修事業
3. 大規模な洪水による氾濫被害の軽減対策
4. 既存洪水調節施設の効果的な運用

第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の保持、河川環境の整備と保全に関する事項

1. 由良川の水質の保全と向上

2. 河畔林の保全
3. 豊かな水辺の創出
4. 河川とのふれあいや体験学習の場等の整備

第 2 節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

第 1 項 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

1. 河川管理施設の維持管理
2. 河道形状の維持管理
3. 防災意識の向上
4. IT（情報技術）を活用した河川情報の共有化

第 2 項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と

保全に関する事項

1. 河川空間の適正な利用と保全
2. 流水の正常な機能の維持
3. 河川環境の整備と保全

第 5 章 人と川との関わりについて

1. 由良川と地域が共存する社会
2. 「自然・生物共存型社会」の実現にむけて
3. 「地域ぐるみの河川管理」の実現にむけて

第 6 章 由良川の川づくりの進め方